

# いじめ防止基本方針

## 三豊市立比地小学校 いじめ防止基本方針（令和2年4月1日改訂）

### 1 いじめに対する考えの基本

いじめは、人として絶対に許されない行為である。いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、命にも危険が及ぶ恐れもある行為である。

しかし、いじめはどの児童にも、どの学校でも起こりうる可能性がある。そこで、本校においては、ここに「いじめ対策基本方針」を策定する。

### 2 いじめ防止等に向けた基本的な方針

#### (1) 未然防止

全ての児童が、安心して学校生活を送ることができるよう、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できるような授業づくり、学校づくりに努める。

また、全ての児童が、いじめを自分の問題として考えられるように指導し、傍観者を生まない学級づくりに努める。他者を思いやり、自己を大切にすると人権感覚を日常の学校生活の中で育む場づくりに努める。

#### (2) 早期発見

日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童の小さな変化やサインも見逃さないように努める。また、教職員間や保護者、地域社会との連携を図り、積極的な情報交換に努め、情報を共有する。

#### (3) 早期対応

いじめの兆候を発見したり、いじめを認知した場合には、問題を軽視したり、特定の教職員だけで抱え込まず、速やかに対応する。学校全体で対応を共有し、いじめられている児童の苦痛を取り除き、守り通すことを最優先し、加害児童やその家族には、毅然とした態度で指導する。

#### (4) 重大事態への対応

重大事態が発生した場合には、直ちに三豊市教育委員会に報告し、指導を受けながら対処する。また、再発防止のための実践計画を立て、継続して実践する。

#### (5) 教職員の指導力の向上

全ての教職員の、いじめへの対応力・指導力を向上させるため、校内研修や職員会での研修を充実させ、対応に関する理解を深め、実践力の向上に努める。

### 3 いじめ防止等のための組織

#### ○ いじめ防止対策委員会

いじめ防止を効果的に行うために、「比地小いじめ防止対策委員会」を設置する。

構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭（教育相談担当）、及び関係教職員とし、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等も参加する。学校内にとどまらず、ケースによって関係諸団体と連携していく。（別図）

### 4 いじめ防止等のための取り組み

#### (1) 未然防止

##### ① 学習指導

楽しく分かる授業づくりを進め、全ての児童が分かる喜びを味わい、活躍できる授業になるように工夫する。

② 人権・同和教育、道徳教育及び体験活動の充実

生命尊重、人権尊重の姿勢を徹底させるために、人権・同和教育、道徳教育及び体験活動を充実させる。

③ 傍観者を生まない集団づくり

あらゆる場面で、「いじめを許さない態度」の大切さを指導し、傍観者がいない集団づくりに努める。

④ インターネット等に関する指導・啓発

インターネットを通じて行われるいじめを防止するために、情報モラルに関する指導を行うとともに、インターネット等の適切な利用等について保護者への啓発を行う。

⑤ 保護者や地域への働きかけ

P T Aや地域の各種会議や保護者会等において、いじめに関する情報等を交流したり、啓発したりする場を設ける

(2) 早期発見

① 日常の観察

常に児童の様子に目を配り、児童が示す変化やサインを見逃さないように努める。

② 連絡帳・日記等を活用したいじめの把握

児童がいじめを訴えやすい環境を整えるために、連絡帳・日記等を活用して人間関係等の把握に努める。

③ アンケートの実施

いじめを把握するため、定期・不定期にアンケート調査を実施する。その際には、いじめを受けている児童が記入しやすいように、そして、その秘密が守られるように十分配慮する。

④ 教育相談体制の整備

教育相談窓口の開設を周知し、児童からも保護者からも相談を持ちかけやすいように配慮するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、専門家や教職員による相談を実施する。

(3) いじめに対する措置

① いじめを認知したときの対応

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・ いじめを認知した教職員は、一人で抱え込まず、情報を共有する。
- ・ 速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、事実関係を把握する。
- ・ 事実確認の結果は、被害・加害児童保護者に連絡する。
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに三豊市教育委員会、児童相談所や警察署等関係機関に連絡し、適切に援助を求める。

② いじめられた児童又はその保護者への支援

- ・ いじめられた児童から、事実関係の聴き取りを行う。
- ・ 個人情報の取り扱い等、プライバシーに留意して対応する。
- ・ 家庭訪問や電話連絡等により、保護者に迅速に事実関係と今後の対応を伝える。
- ・ いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、児童に寄り添える体制をつくる。
- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの協力を得る。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続する。

③ いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- ・ いじめたとされる児童から事実関係の聴き取りを行う。
- ・ 個人情報の取り扱い等、プライバシーに留意する。
- ・ いじめを止めさせ、再発防止に関する指導を行う。
- ・ いじめは人格を傷つけ、生命、身体、財産などを危険にさらす行為であることを理解させ、

自らの行為の責任を認識させることを行う。

- ・ 家庭訪問や学校での話し合いによって、保護者に迅速に事実関係と今度の対応について伝え、保護者の協力を求めるとともに、保護者への助言を行う。
- ・ 指導を行ってにもかかわらず十分な効果が見られない場合は、いじめられている児童を徹底して守り通すとともに、その程度によっては、警察と相談して対処する。

#### ④ いじめの解消

- ・ いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。  
(少なくとも3か月を目安とする。)
- ・ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・ いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察すること。

#### (4) 学級全体や学校全体への指導

- ・ 学級指導などを通して、いじめは人権を踏みにじる極めて悪質な行為であり、絶対にやってはいけない行為であることを指導する。
- ・ そのいじめの存在を知っていた児童に対しても、自分の問題として考え、いじめを止めるための行動をとるように指導する。
- ・ 全ての児童が、集団の一員としてお互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる集団づくりに努める。

## 5 重大事態への対処

### (1) 報 告

いじめにより、生命、心身、財産等に重大な被害が生じた疑いがある場合や、相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、速やかに三豊市教育委員会へ報告する。

### (2) 調 査

学校が主体となって調査を行う場合には、「いじめ防止対策委員会」を開催し、聴き取りやアンケートなどの方法によって事実関係等を明らかにするための調査を行う。そして、いじめを受けた児童とその保護者に対して、この調査の結果等の適切な情報を提供する。

## 6 教職員への指導力の向上

指導上の具体的な留意点などについては、校内研修や職員会で共通理解を図る。

「かがやく笑顔をとりにどすために」等の研修資料を活用して、いじめへの対応に関する教職員の資質向上を図る。

いじめ対策基本方針を輪読するなどし、教職員の意識を高める。

## 7 その他

この基本方針は常に見直し、必要に応じて、修正を行う。

別図 【いじめ防止のための組織・行動図】

